

# 総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和6年11月8日

大磯町部設置条例の一部改正について

---

## 資 料

---

|       |                 |     |
|-------|-----------------|-----|
| 1     | 改正理由            | 1   |
| 2     | 改正内容            | 1   |
| 3     | 施行日             | 2   |
| 参考資料1 | 条例改正と併せたその他の見直し | 3～4 |
| 参考資料2 | 大磯町部設置条例        | 5～6 |

政 策 課

## 大磯町部設置条例の一部改正について

### 1 改正理由

現在、大磯町は人口減少に歯止めをかけることを最重要課題とし、令和5年度を「人口減少対策元年」として位置づけ、子育て・教育環境の向上をはじめとする様々な事業に取り組んでいます。

直面する人口減少や少子高齢化に対応し、より効率的かつ効果的に連携を図りながら進めていくためにも、現行の組織体制を見直す必要があります。

特に、子育て世代の転入を促すためには、安心して子育て出来る環境づくりが急務であり、「子育てするなら大磯」と選んでいただけるよう支援施策を充実させていくことが重要です。

このため、組織の一部を見直すことで、最大の効果を発揮するため、地方自治法158条第1項の規定に基づき、「大磯町部設置条例」の一部を改正するものです。

### 2 改正内容

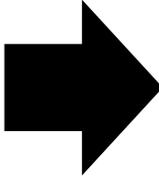
#### (1) 「(仮称) こども部」の新設に伴う町民福祉部の再編

「子育てでみんなわくわく大磯」の実現に向け、妊娠期から青年期までの切れ目ない子育て支援などすべてのこどもと、子育て家庭への一体的な支援施策を充実させていくためにも、令和6年度に子育て支援課に設置した「こども家庭センター」の取組みを進めていくとともに、令和7年度にスタートする「(仮称) 大磯町こども計画」の取組みを着実に推進するための体制を構築する必要があります。

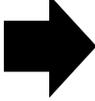
このことから、教育委員会生涯学習課で所管している「青少年関連事務」を現在の町民福祉部子育て支援課に移行し、こども・子育て支援に関する事業を推進するための組織として、「(仮称) こども部」を新設します。

#### (2) 条例の改正点 (大磯町部設置条例抜粋)

##### ① 第1条 (設置)

| 【現行】  |   | 【改正案】           |
|-------|---|-----------------|
| 政策総務部 |   | 政策総務部           |
| 町民福祉部 |  | 町民福祉部           |
|       |   | <u>(仮称)こども部</u> |
| 都市建設部 |   | 都市建設部           |
| 産業環境部 |   | 産業環境部           |

## ② 第2条（事務分掌）

| 【現行】                                       |   | 【改正案】                                      |
|--|---|--|
| 町民福祉部                                      |   | 町民福祉部                                      |
| (1) 町民相談に関する事。                             |   | (1) 町民相談に関する事。                             |
| (2) 防犯及び交通安全に関する事。                         |   | (2) 防犯及び交通安全に関する事。                         |
| (3) 戸籍及び住民基本台帳に関する事。                       |   | (3) 戸籍及び住民基本台帳に関する事。                       |
| (4) 国民健康保険、後期高齢者医療保険<br>及び国民年金に関する事。       |   | (4) 国民健康保険、後期高齢者医療保険<br>及び国民年金に関する事。       |
| (5) 地域福祉、高齢福祉及び障がい福祉に関する事。                 |   | (5) 地域福祉、高齢福祉及び障がい福祉に関する事。                 |
| (6) 介護保険に関する事。                             |   | (6) 介護保険に関する事。                             |
| <del>(7) 子育て支援に関する事。</del>                 |   |  |
| (8) 保健及び予防に関する事。                           |   | (7) 保健及び予防に関する事。                           |
| (9) 健康増進及びスポーツに関する事<br>(学校における体育に関する事を除く。) |   | (8) 健康増進及びスポーツに関する事<br>(学校における体育に関する事を除く。) |
|  |  |  |
|  |   | (仮称) こども部                                  |
|  |   | <del>(1) 子育て支援に関する事。</del>                 |
|  |   | <del>(2) 青少年健全育成に関する事。</del>               |

## 3 施行日

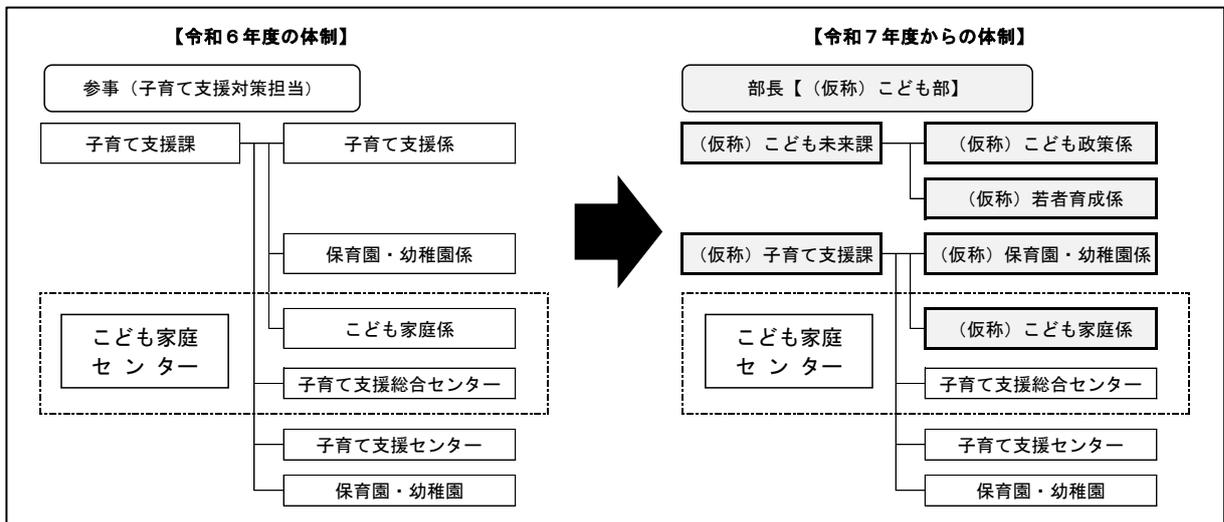
令和7年4月1日とします。

◇ 条例改正と併せたその他の見直し

(1) 「(仮称) こども部」の新設に伴う町民福祉部の再編

- 町民福祉部 . . . . . 町民課、福祉課、スポーツ健康課
- (仮称) こども部 . . . . . (仮称) こども未来課、(仮称) 子育て支援課

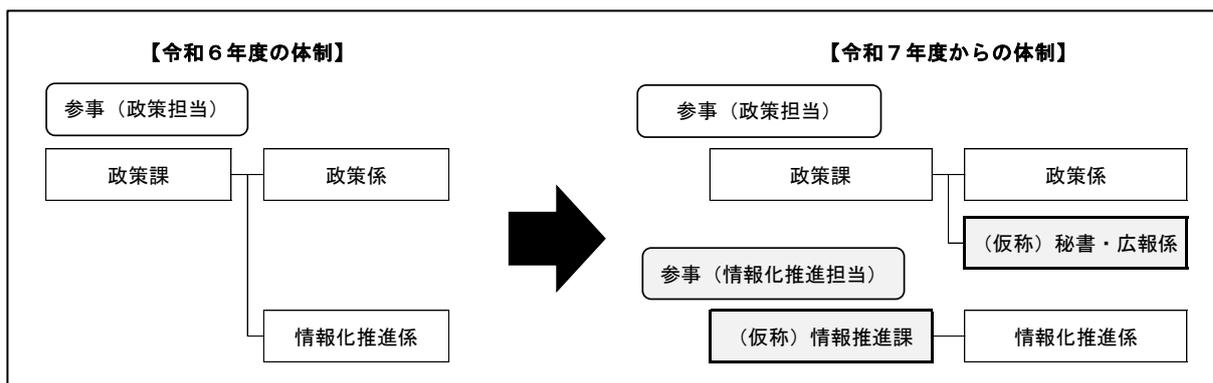
- ・ 「町民福祉部」と「(仮称) こども部」の2部に再編します。
- ・ 教育委員会生涯学習課所管の「青少年関連事務」を、「(仮称) こども部」の「(仮称) こども未来課」に移行します。
- ・ 「(仮称) こども部」を、「(仮称) こども未来課(2係)」と「(仮称) 子育て支援課(2係)」の2課4係にします。



(2) 「(仮称) 情報推進課」の新設及び参事(情報化推進担当)の配置に伴う政策総務部政策課の再編

- 政策課 . . . . . 政策係、(仮称) 秘書・広報係
- (仮称) 情報推進課 . . . . . 情報化推進係

- ・ 政策課を「政策課(2係:政策係、(仮称) 秘書・広報係)」と、「(仮称) 情報推進課(1係:情報化推進係)」の2課3係に再編します。
- ・ 政策総務部に新たな参事(情報化推進担当)を配置します。
- ・ 町民福祉部町民課(戸籍係)所管の「マイナンバーカード交付事務」を政策総務部(仮称) 情報推進課(情報化推進係)に移行します。



### (3) 組織名称（課名）の変更

- 都市建設部：建設課 . . . . . 都市建設部：（仮称）道路課
- 都市建設部：下水道課 . . . . . 都市建設部：（仮称）河川・下水道課

- ・ 課名で業務内容が分かるよう、上記2課の名称を変更します。

### (4) その他の事務の見直し（健康診査・保健指導業務の一体化）

- ・ 令和6年4月から後期高齢者医療特別会計の健康診査に係る事務を町民課からスポーツ健康課に移行しています。  
 さらに、令和7年4月から国民健康保険事業の「特定健康診査」と「特定保健指導」に係る業務を移行し、健康診査に係る業務をスポーツ健康課に一元化することで健康増進のための推進体制の強化を図ります。

○大磯町部設置条例

平成24年 3 月 19日大磯町条例第 6 号

改正

平成25年 6 月 7 日条例第15号

平成27年 2 月 25日条例第 7 号

大磯町部設置条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第 1 項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。

政策総務部

町民福祉部

都市建設部

産業環境部

(事務分掌)

第 2 条 前条に規定する部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

政策総務部

- (1) 重要施策の企画、調査及び総合調整に関すること。
- (2) 町長及び副町長の秘書に関すること。
- (3) 広報、広聴、統計及び情報化の推進に関すること。
- (4) 職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関すること。
- (5) 条例、規則等及び文書に関すること。
- (6) 危機管理に関すること。
- (7) 防災に関すること。
- (8) 財政に関すること。
- (9) 契約及び財産に関すること。
- (10) 税務に関すること。

町民福祉部

- (1) 町民相談に関すること。
- (2) 防犯及び交通安全に関すること。
- (3) 戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- (4) 国民健康保険、後期高齢者医療保険及び国民年金に関すること。
- (5) 地域福祉、高齢福祉及び障がい福祉に関すること。
- (6) 介護保険に関すること。
- (7) 子育て支援に関すること。

- (8) 保健及び予防に関すること。
- (9) 健康増進及びスポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

都市建設部

- (1) 道路、河川その他土木に関すること。
- (2) 下水道に関すること。
- (3) 都市計画に関すること。
- (4) 公園及び緑地に関すること。

産業環境部

- (1) 商工、農林、水産及び畜産業に関すること。
- (2) 観光に関すること。
- (3) 港湾に関すること。
- (4) 環境に関すること。
- (5) 廃棄物の収集及び処理に関すること。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年5月1日から施行する。  
(大磯町課設置条例の廃止)
- 2 大磯町課設置条例（平成20年大磯町条例第23号）は、廃止する。  
(大磯町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)
- 3 大磯町職員の育児休業等に関する条例（平成4年大磯町条例第6号）の一部を次のように改正する。  
第8条中「課内」を「部内」に改める。  
(大磯町職員の給与に関する条例の一部改正)
- 4 大磯町職員の給与に関する条例（昭和30年大磯町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「課内」を「部内」に改める。

附 則（平成25年6月7日条例第15号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成27年2月25日条例第7号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。